

## 議案第36号

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年2月20日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

杉並区職員の退職手当に関する条例（昭和50年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「100分の100」を「100分の50」に改め、同項第2号中「100分の135」を「100分の115」に改め、同項第3号中「100分の150」を「100分の155」に改め、同項第4号中「100分の165」を「100分の210」に改め、同項第5号中「100分の180」を「100分の140」に改め、同項第6号中「100分の165」を「100分の105」に改め、同条第2項中「50」を「41.25」に改める。

第7条第1項第1号中「100分の140」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の190」を「100分の165」に改め、同項第3号中「30年」を「25年」に、「100分の200」を「100分の175」に改め、同項第4号中「31年」を「26年」に、「33年」を「34年」に、「100分の150」を「100分の160」に改め、同項第5号中「34年」を「35年」に、「100分の60」を「100分の90」に改め、同条第2項中「59.2」を「49.55」に改める。

第11条の3第1項及び第2項を次のように改める。

退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の評価期間の初日の属する年度からその者の評価期間の末日の属する年度までの各年度ごとに当該各年度にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める点数（以下「ポイント」という。）を合計した点数に、第6項に定める退職手当の調整額の単価を乗じて得た額とする。

(1) 第1号区分 360

- (2) 第2号区分 300
- (3) 第3号区分 240
- (4) 第4号区分 185
- (5) 第5号区分 165
- (6) 第6号区分 150
- (7) 第7号区分 130
- (8) 第8号区分 0

2 前項の場合において、当該退職した者に休職月等がある場合及び規則で定める事由がある場合は、ポイントについて、規則で定めるところにより必要な調整を行う。

第11条の3第3項中「前項各号」を「第1項各号」に改める。

第12条第4項中「(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)」を削る。

附則に次の5項を加える。

- 16 退職した者が杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成25年杉並区条例第 号)による改正前の第11条の3第1項及び第2項の規定により付与したポイント(平成25年4月1日以後に都職員等から引き続き新たに職員となつた者にあつては、規則で定めるところにより付与したものを含む。以下「確定ポイント」という。)を有する場合であつて、確定ポイントに第11条の3第6項に定める退職手当の調整額の単価(附則第19項及び第20項において「単価」という。)を乗じて得た額(以下「旧調整額」という。)が同条第1項の規定により計算した退職手当の調整額(次項の規定に該当する者にあつては、同項に規定するポイントにより計算した額)を超えるときは、第11条の3第1項及び次項の規定にかかわらず、旧調整額をその者の退職手当の調整額とする。
- 17 第11条の3の規定の適用を受ける者で、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に退職したもののポイントについては、同条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じ当該各号に定める点数をその者のポイントとする。

- (1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間 次に掲げる区分

に応じ、それぞれ次に定める点数

ア	第1号区分	280
イ	第2号区分	226.7
ウ	第3号区分	173.4
エ	第4号区分	121.7
オ	第5号区分	101.7
カ	第6号区分	90
キ	第7号区分	76.7
ク	第8号区分	0

(2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 次に掲げる区分  
に応じ、それぞれ次に定める点数

ア	第1号区分	320
イ	第2号区分	263.4
ウ	第3号区分	206.7
エ	第4号区分	153.4
オ	第5号区分	133.4
カ	第6号区分	120
キ	第7号区分	103.4
ク	第8号区分	0

18 前2項の規定は、附則第4項及び第5項の規定に該当する者に対して支給する退職手当の調整額の計算について準用する。

19 平成25年4月1日以後に退職（第5条第1項の規定に該当する場合を除く。）する者がその者の評価期間のうち平成19年度以前において給与条例第5条第1項第1号に規定する行政職給料表（二）（以下「行政職給料表（二）」という。）の適用を受け、かつ、第11条の3第1項第8号に掲げる区分に該当する期間（以下「対象期間」という。）を有する場合は、対象期間1年度につき、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じ当該各号に定める点数（当該対象期間中に第11条の3第4項に規定する休職月等がある場合及び規則で定める事由がある場合にあつては、規則で定めるところにより必要な調整を行つた点数）

をそれぞれ合計した数に単価を乗じて得た額をその者の退職手当の調整額に加算する。

- (1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間 20
- (2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 40
- (3) 平成27年4月1日以後の期間 60

20 前項の場合において、その者が対象期間中に行政職給料表(二)の職務の級が2級(平成17年3月31日以前の期間にあつては、3級)以上であつた期間(その者が都職員等として引き続いた在職期間を有する場合にあつては、当該期間においてその者がこれらに相当する職務の級以上であつた期間)を有するときは、対象期間1年度につき、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じ当該各号に定める点数(当該対象期間中に第11条の3第4項に規定する休職月等がある場合及び規則で定める事由がある場合にあつては、規則で定めるところにより必要な調整を行つた点数)をそれぞれ合計した数に単価を乗じて得た額を前項の規定により退職手当の調整額に加算する額に加算する。

- (1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間 6.7
- (2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 13.4
- (3) 平成27年4月1日以後の期間 20

#### 附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区職員の退職手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第5条第1項の規定に該当する者のうち、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成27年3月31日までの間(以下「経過措置期間」という。)に退職したものに対して支給する退職手当の基本額(改正後の条例第4条の3に規定する退職手当の基本額をいう。以下同じ。)については、改正後の条例第5条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じ当該各号に定める額をもって、その者に支給する退職手当の基本額とする。

- (1) 施行日から平成26年3月31日までの間 退職日給料月額(改正後の条例第5条第1項に規定する退職日給料月額をいう。以下同じ。)に、その者の

勤続期間に応じて附則別表第1の支給率の欄に定める数を乗じて得た額

(2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 退職日給料月額に、その者の勤続期間に応じて附則別表第2の支給率の欄に定める数を乗じて得た額

3 改正後の条例第7条第1項及び第8条第1項の規定に該当する者のうち、経過措置期間に退職したものに対して支給する退職手当の基本額については、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じ当該各号に定める額をもって、その者に支給する退職手当の基本額とする。

(1) 施行日から平成26年3月31日までの間 退職日給料月額（改正後の条例第9条の2に規定する者にあつては、同条の規定により計算した額。以下「最終給料月額」という。）に、その者の勤続期間に応じて附則別表第3の支給率の欄に定める数を乗じて得た額

(2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 最終給料月額に、その者の勤続期間に応じて附則別表第4の支給率の欄に定める数を乗じて得た額

4 前2項の規定は、改正後の条例第9条の3第1項、第10条、第11条の2、第20条第4項及び附則第4項から第6項までの規定に該当する者に対して支給する退職手当の基本額の計算について準用する。

附則別表第1（附則第2項関係）

勤続期間	支給率
1年	0.83
2年	1.66
3年	2.50
4年	3.33
5年	4.16
6年	5.00
7年	5.83
8年	6.66
9年	7.50

10年	8.33
11年	9.61
12年	10.90
13年	12.18
14年	13.46
15年	14.75
16年	16.26
17年	17.78
18年	19.30
19年	20.81
20年	22.33
21年	24.13
22年	25.93
23年	27.73
24年	29.53
25年	31.33
26年	33.00
27年	34.66
28年	36.33
29年	38.00
30年	39.66
31年	41.11
32年	42.56
33年	44.01
34年	45.46
35年	46.91
36年以上	47.08

附則別表第2（附則第2項關係）

勤続期間	支給率
------	-----

1年	0 . 6 6
2年	1 . 3 3
3年	2 . 0 0
4年	2 . 6 6
5年	3 . 3 3
6年	4 . 0 0
7年	4 . 6 6
8年	5 . 3 3
9年	6 . 0 0
10年	6 . 6 6
11年	7 . 8 8
12年	9 . 1 0
13年	1 0 . 3 1
14年	1 1 . 5 3
15年	1 2 . 7 5
16年	1 4 . 2 8
17年	1 5 . 8 1
18年	1 7 . 3 5
19年	1 8 . 8 8
20年	2 0 . 4 1
21年	2 2 . 3 6
22年	2 4 . 3 1
23年	2 6 . 2 6
24年	2 8 . 2 1
25年	3 0 . 1 6
26年	3 1 . 7 0
27年	3 3 . 2 3
28年	3 4 . 7 6
29年	3 6 . 3 0

30年	37.83
31年	39.08
32年	40.33
33年	41.58
34年	42.83
35年	44.08
36年以上	44.16

附則別表第3（附則第3項關係）

勤続期間	支給率
1年	1.21
2年	2.43
3年	3.65
4年	4.86
5年	6.08
6年	7.30
7年	8.51
8年	9.73
9年	10.95
10年	12.16
11年	13.98
12年	15.80
13年	17.61
14年	19.43
15年	21.25
16年	23.16
17年	25.08
18年	27.00
19年	28.91



20年	30.83
21年	32.75
22年	34.66
23年	36.58
24年	38.50
25年	40.41
26年	42.28
27年	44.15
28年	46.01
29年	47.88
30年	49.75
31年	51.28
32年	52.81
33年	54.35
34年	55.28
35年以上	55.98

附則別表第4（附則第3項關係）

勤続期間	支給率
1年	1.03
2年	2.06
3年	3.10
4年	4.13
5年	5.16
6年	6.20
7年	7.23
8年	8.26
9年	9.30
10年	10.33
11年	12.06

12年	13.80
13年	15.53
14年	17.26
15年	19.00
16年	20.83
17年	22.66
18年	24.50
19年	26.33
20年	28.16
21年	30.00
22年	31.83
23年	33.66
24年	35.50
25年	37.33
26年	39.06
27年	40.80
28年	42.53
29年	44.26
30年	46.00
31年	47.56
32年	49.13
33年	50.70
34年	51.96
35年以上	52.76

(提案理由)

退職手当の基本額に係る支給割合を改定する等の必要がある。

## 杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(普通退職の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 第7条第1項、第8条第1項又は第10条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対して支給する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(給与条例第9条及び学校教育職員給与条例第12条の規定に基づく給料の調整額(以下「給料の調整額」という。))を除く。以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき <u>100分の50</u></p> <p>(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき <u>100分の115</u></p> <p>(3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき <u>100分の155</u></p> <p>(4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき <u>100分の210</u></p>	<p>(普通退職の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 第7条第1項、第8条第1項又は第10条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対して支給する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(給与条例第9条及び学校教育職員給与条例第12条の規定に基づく給料の調整額(以下「給料の調整額」という。))を除く。以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき <u>100分の100</u></p> <p>(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき <u>100分の135</u></p> <p>(3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき <u>100分の150</u></p> <p>(4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき <u>100分の165</u></p>

(5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の140

(6) 31年以上の期間については、1年につき100分の105

2 前項の規定により計算した金額が、退職日給料月額に41.25を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもつてその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

(定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第7条 定年に達したことにより退職した者(定年に達した者で、杉並区職員の定年等に関する条例(昭和59年杉並区条例第4号)第4条の規定により引き続き勤務した後退職した者を含む。)、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で規則で定めるもの、規則で定める傷病により退職した者、通勤による災害により退職した者又は死亡により退職した者に対して支給する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の

(5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の180

(6) 31年以上の期間については、1年につき100分の165

2 前項の規定により計算した金額が、退職日給料月額に50を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもつてその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

(定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第7条 定年に達したことにより退職した者(定年に達した者で、杉並区職員の定年等に関する条例(昭和59年杉並区条例第4号)第4条の規定により引き続き勤務した後退職した者を含む。)、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で規則で定めるもの、規則で定める傷病により退職した者、通勤による災害により退職した者又は死亡により退職した者に対して支給する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の

85

(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の

165

(3) 16年以上25年以下の期間については、1年につき100分の

175

(4) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の

160

(5) 35年以上の期間については、1年につき100分の90

2 前項の規定により計算した金額が、退職日給料月額に49.55を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもつてその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

(退職手当の調整額)

第11条の3 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の評価期間の初日の属する年度からその者の評価期間の末日の属する年度までの各年度ごとに当該各年度にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める点数（以下「ポイント」という。）を合計した点数に、第6項に定める退職手当の調整額の単価を乗じて得た額とする。

140

(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の

190

(3) 16年以上30年以下の期間については、1年につき100分の

200

(4) 31年以上33年以下の期間については、1年につき100分の

150

(5) 34年以上の期間については、1年につき100分の60

2 前項の規定により計算した金額が、退職日給料月額に59.2を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもつてその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

(退職手当の調整額)

第11条の3 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者に対して、次項の規定により付与されたポイントのうち、評価期間におけるものを合計したものに第6項に定める退職手当の調整額の単価を乗じて得た額とする。

- (1) 第1号区分 360
- (2) 第2号区分 300
- (3) 第3号区分 240
- (4) 第4号区分 185
- (5) 第5号区分 165
- (6) 第6号区分 150
- (7) 第7号区分 130
- (8) 第8号区分 0

2 前項の場合において、当該退職した者に休職月等がある場合及び規則で定める事由がある場合は、ポイントについて、規則で定めるところにより必要な調整を行う。

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職務の級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮し

2 任命権者は、職員に対し、当該職員が属する次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める数（以下「ポイント」という。）を会計年度ごとに確定し、これを付与する。この場合において、当該職員に、休職月等がある場合及び規則で定める事由がある場合は、当該ポイントについて、規則で定めるところにより必要な調整を行う。

- (1) 第1号区分 240
- (2) 第2号区分 190
- (3) 第3号区分 140
- (4) 第4号区分 90
- (5) 第5号区分 70
- (6) 第6号区分 60
- (7) 第7号区分 50
- (8) 第8号区分 0

3 前項各号 に掲げる職員の区分は、職務の級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮し

て、規則で定める。

4～7 略

(勤続期間の計算)

第12条 略

2及び3 略

4 前3項の規定による在職期間のうちに前条第4項に規定する休職月等が1月以上あつたときは、その月数の2分の1に相当する月数(育児休業をした期間

\_\_\_\_及び育児短時間勤務等をした期間については、3分の1に相当する月数、地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数)を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。ただし、無罪の判決が確定した場合における刑事休職の期間については、この限りでない。

5～8 略

附 則

1～15 略

16 退職した者が杉並区職員の退職手  
当に関する条例の一部を改正する条例  
(平成25年杉並区条例第 号)に  
よる改正前の第11条の3第1項及び

て、規則で定める。

4～7 略

(勤続期間の計算)

第12条 略

2及び3 略

4 前3項の規定による在職期間のうちに前条第4項に規定する休職月等が1月以上あつたときは、その月数の2分の1に相当する月数(育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)

\_\_\_\_)及び育児短時間勤務等をした期間については、3分の1に相当する月数、地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数)を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。ただし、無罪の判決が確定した場合における刑事休職の期間については、この限りでない。

5～8 略

附 則

1～15 略

第 2 項の規定により付与したポイント  
(平成 2 5 年 4 月 1 日以後に都職員等  
から引き続き新たに職員となつた者に  
あつては、規則で定めるところにより  
付与したものを含む。以下「確定ポイ  
ント」という。)を有する場合であつ  
て、確定ポイントに第 1 1 条の 3 第 6  
項に定める退職手当の調整額の単価  
(附則第 1 9 項及び第 2 0 項において  
「単価」という。)を乗じて得た額  
(以下「旧調整額」という。)が同条  
第 1 項の規定により計算した退職手当  
の調整額(次項の規定に該当する者に  
あつては、同項に規定するポイントに  
より計算した額)を超えるときは、第  
1 1 条の 3 第 1 項及び次項の規定にか  
かわらず、旧調整額をその者の退職手  
当の調整額とする。

1 7 第 1 1 条の 3 の規定の適用を受け  
る者で、平成 2 5 年 4 月 1 日から平成  
2 7 年 3 月 3 1 日までの間に退職した  
もののポイントについては、同条第 1 項  
の規定にかかわらず、次の各号に掲げる  
退職の日が属する期間に応じ当該各号に  
定める点数をその者のポイントとする。

(1) 平成 2 5 年 4 月 1 日から平成  
2 6 年 3 月 3 1 日までの間 次に掲  
げる区分に応じ、それぞれ次に定め  
る点数



ア	第1号区分	<u>280</u>
イ	第2号区分	<u>226.7</u>
ウ	第3号区分	<u>173.4</u>
エ	第4号区分	<u>121.7</u>
オ	第5号区分	<u>101.7</u>
カ	第6号区分	<u>90</u>
キ	第7号区分	<u>76.7</u>
ク	第8号区分	<u>0</u>

(2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める点数

ア	第1号区分	<u>320</u>
イ	第2号区分	<u>263.4</u>
ウ	第3号区分	<u>206.7</u>
エ	第4号区分	<u>153.4</u>
オ	第5号区分	<u>133.4</u>
カ	第6号区分	<u>120</u>
キ	第7号区分	<u>103.4</u>
ク	第8号区分	<u>0</u>

18 前2項の規定は、附則第4項及び第5項の規定に該当する者に対して支給する退職手当の調整額の計算について準用する。

19 平成25年4月1日以後に退職（第5条第1項の規定に該当する場合を除く。）する者がその者の評価期間のうち平成19年度以前において給与条例第5条第1項第1号に規定する行

政職給料表(二)(以下「行政職給料表(二)」という。)の適用を受け、かつ、第11条の3第1項第8号に掲げる区分に該当する期間(以下「対象期間」という。)を有する場合は、対象期間1年度につき、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じ当該各号に定める点数(当該対象期間中に第11条の3第4項に規定する休職月等がある場合及び規則で定める事由がある場合にあつては、規則で定めるところにより必要な調整を行つた点数)をそれぞれ合計した数に単価を乗じて得た額をその者の退職手当の調整額に加算する。

(1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間 20

(2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 40

(3) 平成27年4月1日以後の期間 60

20 前項の場合において、その者が対象期間中に行政職給料表(二)の職務の級が2級(平成17年3月31日以前の期間にあつては、3級)以上であつた期間(その者が都職員等として引き続きいた在職期間を有する場合にあつては、当該期間においてその者がこれらに相当する職務の級以上であつた期

間)を有するときは、対象期間1年度につき、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じ当該各号に定める点数(当該対象期間中に第11条の3第4項に規定する休職月等がある場合及び規則で定める事由がある場合にあつては、規則で定めるところにより必要な調整を行つた点数)をそれぞれ合計した数に単価を乗じて得た額を前項の規定により退職手当の調整額に加算する額に加算する。

- (1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間 6.7
- (2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 13.4
- (3) 平成27年4月1日以後の期間 20

## 退職手当制度改正の概要

## 杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

項目	改正内容																																															
退職手当の基本額に係る支給割合の改定	退職手当の基本額について、別紙1（定年退職等）及び別紙2（普通退職）のとおり、勤続期間ごとに適用される支給割合を改定し、最高支給率を、定年退職等については49.55月とし、普通退職については41.25月とする。																																															
退職手当の調整額に係るポイントの改定	<p>在職期間中の職務・職責に応じた貢献度をより一層反映できるよう、次の表のとおりポイントを引き上げ、退職手当の調整額を拡充する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1号</th> <th>2号</th> <th>3号</th> <th>4号</th> <th>5号</th> <th>6号</th> <th>7号</th> <th>8号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ポイント</td> <td>現行</td> <td>240</td> <td>190</td> <td>140</td> <td>90</td> <td>70</td> <td>60</td> <td>50</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>360</td> <td>300</td> <td>240</td> <td>185</td> <td>165</td> <td>150</td> <td>130</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">経過措置</td> <td>A</td> <td>280</td> <td>226.7</td> <td>173.4</td> <td>121.7</td> <td>101.7</td> <td>90</td> <td>76.7</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>320</td> <td>263.4</td> <td>206.7</td> <td>153.4</td> <td>133.4</td> <td>120</td> <td>103.4</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>A：平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間 B：平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間</p>	区分	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	ポイント	現行	240	190	140	90	70	60	50	0	改正後	360	300	240	185	165	150	130	0	経過措置	A	280	226.7	173.4	121.7	101.7	90	76.7	0	B	320	263.4	206.7	153.4	133.4	120	103.4	0
区分	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号																																								
ポイント	現行	240	190	140	90	70	60	50	0																																							
	改正後	360	300	240	185	165	150	130	0																																							
経過措置	A	280	226.7	173.4	121.7	101.7	90	76.7	0																																							
	B	320	263.4	206.7	153.4	133.4	120	103.4	0																																							
育児休業期間に係る除算割合の改正	<p>退職手当の算定の基礎となる在職期間から除算する育児休業期間に係る除算割合を、次のとおり改正する。</p> <p>&lt;現行&gt; 子が1歳に達するまでの期間：1/3、それ以外の期間：1/2</p> <p>&lt;改正後&gt; 子の年齢にかかわらず、全期間：1/3</p>																																															
施行期日等	<p>平成25年4月1日</p> <p>ただし、2年間の経過措置があるため、平成27年4月1日から本則が適用される。</p>																																															

## 定年退職等の退職手当の支給率表

勤続 期間	現 行		改 正		差 ( B - A )	経過措置			
	支給率 (月数) ( A )	支給割合	支給率 (月数) ( B )	支給割合		H25.4.1か らH26.3.31 までの間 (月数)	H26.4.1か らH27.3.31 までの間 (月数)		
1年	1.40	140/100	0.85	85/100	0.55	1.21	1.03		
2年	2.80		1.70		1.10	2.43	2.06		
3年	4.20		2.55		1.65	3.65	3.10		
4年	5.60		3.40		2.20	4.86	4.13		
5年	7.00		4.25		2.75	6.08	5.16		
6年	8.40		5.10		3.30	7.30	6.20		
7年	9.80		5.95		3.85	8.51	7.23		
8年	11.20		6.80		4.40	9.73	8.26		
9年	12.60		7.65		4.95	10.95	9.30		
10年	14.00		8.50		5.50	12.16	10.33		
11年	15.90	190/100	10.15	165/100	5.75	13.98	12.06		
12年	17.80		11.80		6.00	15.80	13.80		
13年	19.70		13.45		6.25	17.61	15.53		
14年	21.60		15.10		6.50	19.43	17.26		
15年	23.50		16.75		6.75	21.25	19.00		
16年	25.50	200/100	18.50	175/100	7.00	23.16	20.83		
17年	27.50		20.25		7.25	25.08	22.66		
18年	29.50		22.00		7.50	27.00	24.50		
19年	31.50		23.75		7.75	28.91	26.33		
20年	33.50		25.50		8.00	30.83	28.16		
21年	35.50		27.25		8.25	32.75	30.00		
22年	37.50		29.00		8.50	34.66	31.83		
23年	39.50		30.75		8.75	36.58	33.66		
24年	41.50		32.50		9.00	38.50	35.50		
25年	43.50		34.25		9.25	40.41	37.33		
26年	45.50	150/100	35.85	160/100	9.65	42.28	39.06		
27年	47.50		37.45		10.05	44.15	40.80		
28年	49.50		39.05		10.45	46.01	42.53		
29年	51.50		40.65		10.85	47.88	44.26		
30年	53.50		42.25		11.25	49.75	46.00		
31年	55.00		43.85		11.15	51.28	47.56		
32年	56.50		45.45		11.05	52.81	49.13		
33年	58.00		47.05		10.95	54.35	50.70		
34年	58.60		60/100		48.65	90/100	9.95	55.28	51.96
35年 以上	59.20				49.55		9.65	55.98	52.76

注 59.20 は、支給率の上限であることを表す。

## 普通退職の退職手当の支給率表

勤続期間	現 行		改 正		差 ( B - A )	経過措置	
	支給率 (月数) ( A )	支給割合	支給率 (月数) ( B )	支給割合		H25.4.1からH26.3.31 までの間 (月数)	H26.4.1からH27.3.31 までの間 (月数)
1年	1.00	100/100	0.50	50/100	0.50	0.83	0.66
2年	2.00		1.00		1.00	1.66	1.33
3年	3.00		1.50		1.50	2.50	2.00
4年	4.00		2.00		2.00	3.33	2.66
5年	5.00		2.50		2.50	4.16	3.33
6年	6.00		3.00		3.00	5.00	4.00
7年	7.00		3.50		3.50	5.83	4.66
8年	8.00		4.00		4.00	6.66	5.33
9年	9.00		4.50		4.50	7.50	6.00
10年	10.00		5.00		5.00	8.33	6.66
11年	11.35	135/100	6.15	115/100	5.20	9.61	7.88
12年	12.70		7.30		5.40	10.90	9.10
13年	14.05		8.45		5.60	12.18	10.31
14年	15.40		9.60		5.80	13.46	11.53
15年	16.75		10.75		6.00	14.75	12.75
16年	18.25	150/100	12.30	155/100	5.95	16.26	14.28
17年	19.75		13.85		5.90	17.78	15.81
18年	21.25		15.40		5.85	19.30	17.35
19年	22.75		16.95		5.80	20.81	18.88
20年	24.25		18.50		5.75	22.33	20.41
21年	25.90	165/100	20.60	210/100	5.30	24.13	22.36
22年	27.55		22.70		4.85	25.93	24.31
23年	29.20		24.80		4.40	27.73	26.26
24年	30.85		26.90		3.95	29.53	28.21
25年	32.50		29.00		3.50	31.33	30.16
26年	34.30	180/100	30.40	140/100	3.90	33.00	31.70
27年	36.10		31.80		4.30	34.66	33.23
28年	37.90		33.20		4.70	36.33	34.76
29年	39.70		34.60		5.10	38.00	36.30
30年	41.50		36.00		5.50	39.66	37.83
31年	43.15	165/100	37.05	105/100	6.10	41.11	39.08
32年	44.80		38.10		6.70	42.56	40.33
33年	46.45		39.15		7.30	44.01	41.58
34年	48.10		40.20		7.90	45.46	42.83
35年	49.75		41.25		8.50	46.91	44.08
36年 以上	50.00		-		47.08	44.16	

注 41.25 は、支給率の上限であることを表す。